

## 令和8年度 保健師の職場体験支援事業 実施要領

県中保健福祉事務所

### 1 目的

地域保健に関心を持つ看護学生等に対して県中管内の市町村で実施されている職場体験（インターンシップ）の情報提供及び研修に係る費用（交通費及び宿泊費等）を助成し、職場体験を実施する市町村を支援することで、県中地域の保健師確保を目指す。

### 2 対象者

県中地域の地域保健に関心があり、実施市町村で職場体験を希望する看護学生及び看護職免許取得者（高校生を除く）

### 3 募集定員

10名程度（予算に達するまで）

### 4 内容

実施市町村を支援するとともに、職場体験を希望する学生及び保健師免許取得者へ交通費、宿泊費及び傷害保険料を助成する。

### 5 助成費用

旅費、宿泊費を県の規定に基づいて支払う。また、傷害保険料を負担する。助成回数は年度内1人1回までとする。

旅費、宿泊費は2泊3日の行程を上限とし、一人あたりの上限額は3万円とする。

ただし、県内に実家がある者は、自宅または実家のいずれか実施市町村に近い方からの旅費を支払う。

（職場体験終了後、約1か月後に参加者の口座に振り込む）

### 6 職場体験の実施期間

令和8年6月1日（月）～12月25日（金）

なお、職場体験実施日の3週間前までに当所に申請する。

### 7 申込方法

職場体験への参加及び参加費用の助成を希望する場合、申込みが可能かどうか（募集定員に達していないか）を当所に電話で確認する。

希望する市町村に申込み、担当者との日程調整を行う。なお、希望日時に希望する事業がない場合、要望があれば当所が調整を行う。

日程確定後、職場体験実施日の3週間前までに当所に電話連絡後、郵送またはメールで書類を送付する。

### 8 周知方法

- (1) 本事業のチラシを作成し、県内の看護学校・看護協会等へ周知を依頼する。
- (2) 実施市町村の一覧を作成し、当所のホームページ等で周知する。
- (3) 大学や看護学校の講義や実習の際に、職場体験について周知する。
- (4) 福島県市町村行政課や広報課が運営する公式 SNS に掲載を依頼し、周知する。